

答 申 第 1 号

平成30年4月3日

帯広市長 米沢 則寿 様

帯広市行政不服審査会

会長 千々和 博志

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年2月19日付け帯民税第516号で審査庁（帯広市長）から諮問のあった下記の件について、次のとおり答申する。

記

平成29年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収額の決定に係る審査請求

答 申

第1 当審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇が平成29年8月22日に提起した、処分庁（帯広市長）による平成29年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収額の決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を棄却すべきものとする旨の審査庁の諮問に係る判断は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求書による審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(1) 審査請求に至った経緯について

ふるさと納税においては、寄附金から2,000円を控除した金額が税額から控除されるはずである。そのため、本件処分においても、合計〇〇〇〇〇円の寄附額から2,000円を控除した残りの〇〇〇〇〇円が税額から控除されると認識していた。

しかし、本件処分における税額控除額が認識していた〇〇〇〇〇円から約5,000円も少額であった。

帯広市総務部市民税課窓口において問い合わせたところ、ふるさと納税ワンストップ特例制度（以下「ワンストップ制度」という。）を利用した場合には税額控除額が〇〇〇〇〇円であったが、確定申告を行ったことにより税額控除額が〇〇〇〇〇円となったとのことであった。

(2) 本件処分が不当であると主張する理由について

審査請求人は、寄附先によっては申告特例通知書の送付を求めても受理したことの通知が届かない自治体があること及び郵便事故等により寄附先に申請書が届かないおそれがあることを考慮し、確定申告を選択した。

必ずしも税額控除額が〇〇〇〇〇円とならないことは理解していたが、約5,000円も税額控除額が減額されることは制度上の瑕疵があるものとする。

本件処分において、帯広市が国税における還付額を把握し、ふるさと納税寄附に関する税額控除額を調整することは可能であり、調整をせずに行われた本件処分は不当であると考え、本件審査請求を行ったものである。

2 弁明書による処分庁の主張

処分庁は次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 規定の定めについて

確定申告を行った者はワンストップ制度の適用が受けられないことが地方税法附則に規定されている。また、地方自治体において各個人の申告内容を全て把握した上で総合的に課税内容を精査し、個人の寄附額から税額控除額を算定し調整するということまでは、条例上行うべき措置としても求められていない。

(2) 調整する権限の有無について

ワンストップ制度を利用した場合の特例控除額は地方税法に基づき算出するものであり、確定申告を行った場合の寄附金控除額は所得税法に基づき算出されるものである。ともに法律で算出方法が規定されており、かつ双方の控除額を調整できるとする規定は存在しない。よって、帯広市において法定の税額控除額を調整することはできない。

3 反論書による審査請求人の主張

処分庁の弁明に対して、審査請求人は、次のとおり主張している。

(1) 制度周知の不足について

ふるさと納税における寄附金控除を受ける方法は、確定申告によるものとワンストップ制度を利用するものとの2つの方法があり、納税者に知識がなければ、本件のように税額控除額に差が生じてしまう結果となる。制度の周知が不十分であり、市のホームページにも、確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで税額控除額に差が生じる事例があることを掲載するべきである。

(2) 国への申入れの必要性について

帯広市は、国に対して、本件審査請求があったこと及び確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで税額控除額に差異が生じた場合に地方自治体が救済措置を講ずることができるよう規定を整備するべきことについて申し入れるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由

(1) ふるさと納税に係る税額控除を受ける方法について

ふるさと納税による寄附金税額控除の適用を受ける方法は、以下の2つである。

ア 確定申告による方法

所得税法第120条に基づく確定所得申告を行うことにより寄附金税額控除の適用を受ける方法であり、原則としてこの方法によるものである。

この場合における寄附金税額控除額は、基本控除額、寄附金税額特例控除額及び所得税寄附金控除額の合計額として算出される。

基本控除額は、地方税法第37条の2第1項及び同法第314条の7第1項の規定に基づき算出される。

寄附金税額特例控除額は、地方税法第37条の2第2項及び同法第314条の7第2項の規定に基づき算出される。

そして、所得税寄附金控除額は、所得税法第89条の規定に基づき決定する所得税率に従って算出される。

イ ワンストップ制度を利用する方法

地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金を支出する際に寄附金を受領する自治体に対して申告特例通知書の送付を求めることにより寄附金税額控除の適用を受ける方法である。

この場合における寄附金税額控除額は、基本控除額、寄附金税額特例控除額及び申告特例控除額の合計額として算出される。

基本控除額及び寄附金税額特例控除額の算出根拠は、確定申告による方法の場合と同様である。

そして、申告特例控除額は、地方税法附則第7条の2及び同法附則第7条の3の規定に基づき算出される。

(2) 本件における寄附金税額控除を受ける方法の選択について

ワンストップ特例制度を利用するためには、地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金を支出する際に、寄附金を受領する自治体の長に対して申告特例通知書の送付を求める必要がある。本件において、審査請求人は、この申告特例通知書の送付を求めている。このため、審査請求人はワンストップ制度を利用することはできない。

従って、審査請求人は、原則である確定申告による算出根拠に基づいて寄附金税額控除額が算出されることとなる。

仮に申告特例通知書の送付を求めていたとしても、地方税法附則第7条第6項第2号及び同条第13項第2号の規定により、確定申告を行った場合には申告特例通知書の送付の求めはなかったものとみなされるため、審査請求人は、ワンストップ制度は利用できず、確定申告に基づき寄附金税額控除額が算出されることとなる。

以上から、地方税法附則第7条の規定に基づき、審査請求人から提出された確定申

告書により寄附金税額控除額を算出した本件処分は、不当と判断する理由はない。

(3) 税額控除額について

本件の税額控除額は、審査請求人が確定申告を行ったことにより、寄附金税額控除額〇〇〇〇〇円及び所得税寄附金控除額〇〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇〇円である。

これに対して、ワンストップ制度を利用したものとした場合の税額控除額は、寄附金税額控除額〇〇〇〇〇円及び申告特例控除額〇〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇〇円であり、確定申告を行った場合と比べて4,968円高い控除金額となる。

この差額は、本件における所得税に係る課税総所得金額が〇〇〇〇〇〇円であり、住民税に係る課税総所得金額は〇〇〇〇〇〇円であるところ、その間の3,300,000円を境にして申告特例控除額算出割合が増加することによる。

寄附金税額控除額については、全て法律の規定に基づき算出されるものであり、本件税額控除額についても法律の規定に従って正しく算出されている。

本件処分における税額控除額の算出は、関係法令に基づき誤りなく適切に行われており、不当と判断する理由はないものである。

(4) 税額控除額を調整することの可否について

確定申告をした場合とワンストップ制度を利用した場合とにおいて、寄附金税額控除額に差異が生じる場合に、地方自治体が寄附金税額控除額を調整できるとする法律の規定は存在しない。

よって、本件においても、処分庁は法律の規定に従って審査請求人の寄附金税額控除額を決定するほかなく、本件処分が不当と判断する理由はない。

(5) 制度の周知及び国への申入れについて

審査請求人は、反論書において、帯広市に対して、市のホームページにも確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで税額控除額に差が生じる事例があることを掲載すべきであること、及び確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで税額控除額に差が生じた場合に地方自治体が救済措置を講ずることができるよう規定を整備すべきことについて国に申入れをするべきであると主張している。この2点については、処分庁において検討されるべきものとするが、これらの主張は本件処分が不当であると判断する理由に当たらない。

第4 調査審議の経過

平成30年2月19日 諮問書の受付（※審理員意見書及び事件記録の收受）

平成30年3月1日 審議

第5 当審査会の判断理由

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点は窺われない。

2 前提となる事実

審理関係人間に争いのない事実及び本件記録によれば、次のとおりの事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、本件において、ふるさと納税による寄附金税額控除の適用を受ける方法として確定申告の方法によっている。

即ち、ふるさと納税における寄附金税額控除を受ける方法は、確定申告によるものとワンストップ制度によるものの2つの方法がある。寄附金税額控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があるものの、この例外として、確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けることができる仕組みとして平成27年度に創設されたのがワンストップ制度である。

ワンストップ制度の適用を受けるためには、地方自治体に寄附金を支出する際に、寄附金を受領する地方自治体に寄附者の住所所在地の長へ申告特例通知書を送付することを求める必要がある。これにより改めて確定申告を行うことが不要となるが、本件においては、審査請求書にも記載のとおり、この申告特例通知書の送付が求められていない。そこで、本件処分における寄附金税額控除額は、原則のとおり確定申告による方法の算出根拠に基づき算出されることになる。

このため、本件の税額控除額は、寄附金税額控除額〇〇〇〇〇円及び所得税寄附金控除額〇〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇〇円である。

これに対して、審査請求人がワンストップ制度を利用したものとした場合の税額控除額は、寄附金税額控除額〇〇〇〇〇円及び申告特例控除額〇〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇〇円であると算出される。本件では、ワンストップ制度を利用すれば、確定申告を行った場合と比べて4,968円高い控除金額となるものであり、その意味では、審査請求人は、その立場からすれば、ワンストップ制度を利用する方法を選択しておけば、確定申告による方法に比べて有利であったということとなる（なお、ワンストップ制度を利用することができる要件については地方税法附則第7条に定めがあるが、ここではそれ以上に立ち入らないこととする。）。

以上について、処分庁の計算結果は、所得税法や地方税法に基づくものであり、その算出においては違算は認められない。

(2) 審査請求人は、本件において、両方法（確定申告による方法とワンストップ制度による方法）での算出結果の差額が発生するという事実自体はこれを前提としている。実際のところ、審査請求人の審査請求書によれば、本件での寄附金税額控除額としては寄附金〇〇〇〇〇円から2,000円を控除した〇〇〇〇〇円と認識していたというのであり（2,000円は適用下限額として寄附金税額控除の対象外ということで一般的にも知られている金額である。）、ワンストップ制度による方法に基づく算出結果は、それに限りなく近い金額である。

3 争点

そこで、審査請求人が問題としているのは、寄附金の金額は同一であるのに、寄附金税額控除額を受けるための両方法によって差額が生ずることの相当性であると解される。

4 法に基づき算出された寄附金税額控除額を市が調整することの可否について

審査請求人は、確定申告による場合とワンストップ制度による場合とで寄附金税額控除額に大きな差が生じる場合には、差が生じることについて帯広市が事前に把握し、寄附金税額控除額を調整するべきであり、調整せずに行われた本件処分は不当であるとして、本件審査請求を行っている。

そこで、判断するに、ふるさと納税における寄附金税額控除額の算出方法については全て法律において規定されている。そして、各地方自治体が寄附金税額控除額を調整できるという規定は存在しない。また、かかる調整規定は存在しないものの、解釈上調整の裁量を容れることの可否という点については、その余地もないというべきである。なぜなら、上記のとおり、ふるさと納税における寄附金税額控除額の算出方法については全て法律において規定されている上、納税者は自らの収入状況を把握していることが前提であり、そこで、寄附金税額控除額を受けるための2つの方法のうち、いずれかを選択することができること、そもそもワンストップ制度による方法を導入した際に確定申告による方法との特段の調整規定を設けていないことが解釈上もその余地はないことと考えられること、仮に解釈により調整を認めるとした場合であってもその手続的根拠規定も欠くこと、更にいえば、両方法によって常に必ず差額が生ずるというわけではないことと解されるからである。

従って、寄附金税額控除額を算出する上で、地方自治体に事前に調整するといった裁量の余地はなく、地方自治体は法に規定されている方法に基づいて寄附金税額控除額を算出し税額を決定するほかはないものである。

以上のことから、審査請求人が求める事前の調整はこれを行う余地はなく、処分庁が寄附金税額控除額を調整せずに本件処分を行ったことが不当であるとする主張は理由がない。

5 寄附金税額控除額の差異についての周知等が不十分であるとの意見について

審査請求人は、反論書において、ふるさと納税における確定申告による場合とワンストップ制度による場合とで寄附金税額控除額に差が生じる場合があることに関し制度の周知等が不十分であることや制度の是正のための帯広市から国への申入れを主張している。

当審査会は、審査請求人のこの主張の趣意としては、本件処分の不当性というよりは意見にわたるものと理解する。

そこで、念のため触れておくと、確かに、この点は国においても処分庁においても広く一般に向けて周知されているものではない。帯広市のホームページにも、かかる差額が生じ得るといような掲載はなされてない。

もともと、納税者の立場からすれば、ふるさと納税における寄附金税額控除額の計算は簡易明快とは必ずしもいい難いというべきであり、しかも、両方法の選択によってはその控除額に差異が生ずる場合がある以上、選択の前提として制度の理解がなされている必要はあるというべきである。そのためには、制度の仕組みや注意点を更に周知することは何ら支障のないはずである。

そこで、これらは処分庁においても問題意識を持ち、十分に検討されるべきことが望まれる。

6 結論

以上により、「第1 当審査会の結論」のとおり判断する。

帯広市行政不服審査会

会長 千々和 博志

委員 岡崎 まゆみ

委員 本庄 雅人